

This Monthly Paper that connects the Clients and AI-Jimusho

Vol.2013

# AI Contact

7

## AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、  
適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします

## Monthly Topics

### 6月の出来事

- 精神障害者の雇用義務化を定める改正障害者雇用促進法案が成立
- 規制改革会議が「雇用」はじめ5分野についての改革項目を答申
- 課長の3人に1人が「メンタルヘルスに不安を抱える部下がいる」と回答
- 受動喫煙防止対策助成金制度を充実

### 7月の話題

- 8月から雇用保険の「基本手当日額」が変更
- 療養補償の対象となる業務上疾病として、胆管がんなど21疾病の追加を提言
- 海外派遣者など、労災保険特別加入者の給付基礎日額の上限を2万5000円に引き上げ
- 厚生労働省が「イクメン企業アワード2013」を開催



千葉県香取市 「野の花庵」 (2013.7 撮影：三倉)



社会保険労務士法人 相事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email [info@sr-aijimusho.co.jp](mailto:info@sr-aijimusho.co.jp)

# 新着トピックス

## 【雇用保険】雇用保険給付額の引き下げについて

平成 25 年 8 月 1 日から支給限度額等が変更になります。  
それに伴い、高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付を受給されている  
皆様への給付額が変わる場合がございます。

### ■変更内容

#### (1) 賃金日額・基本手当（失業給付）日額の変更について

##### ◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当（失業給付）日額の上限額

| 離職時の年齢  | 賃金日額の上限額 |          | 基本手当（失業給付）日額の上限額 |         |
|---------|----------|----------|------------------|---------|
|         | 変更前      | 変更後      | 変更前              | 変更後     |
| 29 歳以下  | 12,880 円 | 12,810 円 | 6,440 円          | 6,405 円 |
| 30～44 歳 | 14,310 円 | 14,230 円 | 7,155 円          | 7,115 円 |
| 45～59 歳 | 15,740 円 | 15,660 円 | 7,870 円          | 7,830 円 |
| 60～64 歳 | 15,020 円 | 14,940 円 | 6,759 円          | 6,723 円 |

##### ◆賃金日額・基本手当（失業給付）日額の下限額

|     | 賃金日額の下限額 |         | 基本手当（失業給付）日額の下限額 |         |
|-----|----------|---------|------------------|---------|
|     | 変更前      | 変更後     | 変更前              | 変更後     |
| 全年齢 | 2,320 円  | 2,310 円 | 1,856 円          | 1,848 円 |

#### (2) 就業促進手当

##### ◆再就職手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

| 年齢      | 変更前     | 変更後     |
|---------|---------|---------|
| 59 歳以下  | 5,870 円 | 5,840 円 |
| 60～64 歳 | 4,756 円 | 4,729 円 |

##### ◆就業手当の 1 日当たり支給額（基本手当日額の 30%）の上限額

| 年齢      | 変更前     | 変更後     |
|---------|---------|---------|
| 59 歳以下  | 1,761 円 | 1,752 円 |
| 60～64 歳 | 1,426 円 | 1,418 円 |

#### (3) 高年齢雇用継続給付（平成 25 年 8 月以後の支給対象期間から変更）

◎支給限度額 343,396 円 → 341,542 円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（341,542 円）以上であるときには、  
高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が  
支給限度額を超えるときは、341,542 円－（支給対象月に支払われた賃金額）が支給額となります。

◎最低限度額 1,856 円 → 1,848 円

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

◎60 歳到達時等の賃金月額

上限額 450,600 円 → 448,200 円  
下限額 69,600 円 → 69,300 円

60 歳到達時の賃金が上限額以上（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、  
上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。

#### (4) 育児休業給付（初日が平成 25 年 8 月 1 日以後である支給対象期間から変更）

◎支給限度額 214,650 円 → 213,450 円

#### (5) 介護休業給付（初日が平成 25 年 8 月 1 日以後である支給対象期間から変更）

◎支給限度額 171,720 円 → 170,760 円

## 『業務上のケガは労災保険を』

- 労災法第 13 条 療養補償給付 -

仕事中に思いがけずケガをしてしまうことがあります。そんな非常事態の時に、慌てず行動・指示するためにも予め労災の知識を身に付けておきたいものですね！

おや、今月の増田社長は何やら焦っているようです。今回は何があったのでしょうか。ちょっとのぞいてみましょう。

### 登場人物

増田社長：平成 24 年に小売業として起業。今までは雇われる身だったが、事業主となり労働問題に直面している。マジメな性格の持ち主。

岡田社労士：働き盛りの 35 歳。雇用問題と自分のメタボ問題が最近のトレンド。一風変わった芸風を持っている。

増田：「はわわ、大変だ～。  
岡田さ～ん、ちょっと！  
どうしたら、いいんだろうか…。  
あっ、来た来た！」



岡田：「お待ちでしたしました！！  
ケガをされたアルバイトの方がいらっしゃる  
とのことですが、何があったんですか？」

増田：「実はアルバイトの羽糸くんが、品出しの最中に段ボールに足を引っ掛けて、転んだみたいなんだ。その時に肩を強く打って、骨折しているみたいなんだよね。羽糸くんは今近くの東京労災大学付属病院に行っているんだけどさ」

岡田：「おや、骨折ですか。大変ですね…。増田社長落ち着いてくださいね。まず労災の申請を始めましょう」

増田：「労災…？いったいどうすればいいの？」

岡田：「大まかな流れを説明しますね。①まずは今病院に行かれていますとのことですが、窓口で今回の受診が労災である旨をお伝えください。労災保険では本人負担なしで治療を受けられますが、健康保険で受診してしまうと精算に大変なお手間をいただきますので」

増田：「わかりました！羽糸くんに連絡します！」

岡田：「②次に書類を作成します。災害のケースや受診した病院によって提出書類が異なりますので、ご注意ください。今回は業務中の災害で、今行かれています病院は…、労災指定病院のようですので『療養補償給付たる療養の給付請求書（様式第 5 号）』を使用します」

増田：「なるほど。あっ…羽糸くんは雇用保険にも社会保険にも加入してないんだけど、労災って申請できるものなんですか…？」

岡田：「もちろんです！」

労災の適用対象は「職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者」という決まりがあります。つまり常用、日雇、試用期間、アルバイトといった雇用形態に囚われず、使用される労働者は、すべて労災保険の適用を受けられます。

増田：「あ、そうなの…。それはよかった。書類が完成したら、それはどこに提出すればいいんだろう？」

岡田：「③書類は、受診した病院・薬局それぞれに提出します」

増田：「え、行政機関に提出するんじゃないんですか？」

岡田：「はい。かかった病院・薬局が労災指定じゃない場合は、労働基準監督署へ提出することになりますが、今回は労災指定ですので、病院・薬局へ提出します。」

ちなみに、労災指定か否かを検索する場合は、下記のページをご覧ください。（東京版）

<http://www.roudoukyoku.go.jp/search/index.html>

労災の書類も下記のページからダウンロードが可能です。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/rousai hoken06/index.html>

増田：「了解です！しかし骨折ってことは、数日間は休まなきゃならないだろうな。アルバイトだから、働いてない部分の賃金は、払わなくていいのかな？」

岡田：「いえいえ。業務災害によって、本来働ける日が働けなくなっているわけですので、休業手当を払う必要があります。

それに関しては、また次回お話ししましょう」

増田：「わかりました。とにかく羽糸くんが早く回復するといいなあ」



### ★ここがポイント！

労働者の負傷が労災と認められるには、①「事業主の支配下にあったこと（業務遂行性）」と②「事業主の支配下にあったこととその負傷との間に因果関係があること（業務起因性）」の 2 つの条件が備わっている必要があります。

- ①（業務遂行性）は次のような場合に認められます。
  - ・事業場で業務に従事している場合…就業中、作業の準備、後片付け中、待機時間など
  - ・事業場外で業務に従事している場合…出張中、公用外出中、外勤中など
  - ・事業場だが、業務をしていない場合…休憩時間中、始業前・終業後の自由時間中、食堂での食事中など

- ②（業務起因性）は下記を基準に判断されます。
  - ・業務に従事している場合…業務が原因でその災害が発生したのか
  - ・業務に従事していない場合…事業場の施設の欠陥などが原因でその負傷が発生したのかどうか

\*業務中であっても私的なケンカなどでケガを負った場合は労災には認められませんので、ご注意ください。



フクロウのいるカフェがあるということで訪れてみました。カフェの中に入ってみると、小さいフクロウがテレビの上にちょっと座っていました。あまり動かないので、まるでぬいぐるみのようでした。カフェの外にあるベランダの手すりには木彫りの置物があるかとおもったら、こちらも本物のフクロウでした。その少し離れた隣の手すりには、ハヤブサもいました。

ハヤブサは、もともと鷹匠に飼われていたのですが、鷹に対するやきもちが酷くて自分で自分の尾びれをほとんど抜いてしまったそうです。なんて自虐的な行動……。でも、今はご主人に可愛がられていて、すっかり幸せ太りしてしまったそうです。他の2羽に気をとられているうちに、大きなフクロウをずっとほったらかしにしてしまいました。案の定すっかりご機嫌斜めになって、すねてしまいました。声をかけても、寝ているふりをしたり、ふんっと横を向いたりしてしまいます。無視していたわけではないのだけど、ごめんね。

そういえば昔、セキセイインコを飼っていたときに、後から文鳥の雛を飼って可愛がっていたところ、それまでは人懐っこい手乗りインコだったのですが、手に乗らなくなり、人に噛みつくようになってしまいました。あれって、やきもちだったのですね。今思えば、かわいそうなことをしてしまいました。犬や猫はもちろんですが、鳥にもこれだけ強い感受性と感情がある。動物を飼うときは、その気持ちを考え、またその命を預かるのだから責任を持って大切に飼ってあげなければいけないと改めて感じました。（カフェ「Hen'x Cafe POPO」にて） 古谷



## やさいのちから

### 【オクラ - Okra】

原産地はアフリカ。日本には、幕末ころ渡ってきましたが、食用として普及し始めたのは、1960年頃と意外に最近のようです。

女性の指先に似ていることから、「レディースフィンガー」とも呼ばれ、切り口もおしゃれなことから、食卓を飾ることに活躍しています。

特徴のネバナネバの元は、ペクチン、ムチンがあり、**ペクチンは、血糖値の上昇を抑え、整腸作用があり、糖尿病の予防や便秘の改善に効果があります。**ムチンは、たんぱく質の吸収を助け、**コレステロールの吸収を抑えてくれます。**他にもネバナネバは**胃壁を守ってくれるので、アルコールを飲む前など摂るとよいでしょう。**



オクラ（撮影：榎本）

## からだのふしぎ

### 【胃は、本当は強いもの！】

胃や十二指腸といった臓器の内部は、本来丈夫にできていて、酸や消化酵素にも負けない強い粘膜を持っています。

ただそれほど強くても、**ヘリコバクターピロリ菌や薬剤の副作用による外因的なものや、精神的苦痛が続いたことによる内因性のもの**により、胃や十二指腸の粘膜の壁が傷つけられ胃炎になり、中には潰瘍を引き起こし、さらに胃穿孔（破けてしまうこと）に発展してしまうこともあります。

そうになってしまうと、胃以外の内臓まで被害が広がり、最悪の事態を招くことにもなりかねません。

最近はいいお薬もありますが、日ごろからストレスをためない、喫煙・暴飲・暴食はしない、などの心がけが大切です。



## 編集好機

高校野球、各地で接戦が繰り広げられ、甲子園の切符を手にした学校が毎日のように報道されています。

中でも、神奈川大会では屈指の左腕、桐光学園の松井君が注目されましたが途中敗退。

でも、先日のスポーツニュースで解説者が言っていました、プロのスカウトからみれば早いうちに試合を終えてもらった方が、この夏に酷使しないで済むということを言っていました。

たしかに、本人にしてみれば憧れの甲子園の舞台かもしれませんが、長い目でみれば野球界にとって大きな逸材。ある意味納得できる話でした。

毎年思うことですが、血気盛んな10代とはいえ、夏の太陽が奪う体力は想像を絶することでしょう。県大会で何試合も投げ抜き、そのあとの炎天下での甲子園は、かなりの体力消耗であると同時に、大切な肩や肘までも壊してしまう可能性もあります。ハンカチ王子で話題になった現日本ハムの斉藤投手は、酸素カプセルを持ち込んで体力回復を行ったとか。限られた時間もわかりますが、もう少し日程的な配慮も必要であると思っています。

甲子園に行けないことは悔しいだろうけど、これからの長い野球人生に目を向けるのもいいことでしょう。

松井君の将来は誰もが期待する大投手です。これをバネに更に飛躍してほしいですね！